

平成30年涌谷町議会定例会11月会議（第1日）

平成30年11月15日（木曜日）

議事日程（第1号）

1. 開 会

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 会議録署名議員の指名

1. 会議日程の決定

1. 行政報告

1. 報告第14号 平成29年度涌谷町健全化判断比率について

1. 認定第 2号 平成29年度涌谷町一般会計歳入歳出決算の再認定について

1. 議案第67号 平成30年度涌谷町一般会計補正予算（第4号）

1. 議発第 2号 佐々木忠弘副町長の解任を求める決議案の提出について

1. 休会について

1. 散 会

午後1時開会

出席議員（13名）

1番	竹中弘光君	2番	佐々木敏雄君
3番	佐々木みさ子君	4番	稲葉定君
5番	大友啓一君	6番	只野順君
7番	後藤洋一君	8番	久勉君
9番	杉浦謙一君	10番	門田善則君
11番	大泉治君	12番	鈴木英雅君
13番	遠藤稔雄君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大橋信夫君	副町長	佐々木忠弘君
総務課長 参事兼課長	渡辺信明君	企画財政課長 参事兼課長	佐々木健一君
企画財政課参事	今野博行君	まちづくり推進課長	小野伸二君
まちづくり推進課 企業立地推進室長	大崎俊一君	税務課長	熊谷健一君
町民生活課長	高橋由香子君	町民医療福祉センター長	大友和夫君
町民医療福祉センター 総務管理課長 参事兼課長	浅野孝典君	町民医療福祉センター 福祉課長	牛渡俊元君
町民医療福祉センター 子育て支援室長	木村智香子君	町民医療福祉センター 健康課長	紺野哲君
農林振興課長 参事兼課長	遠藤栄夫君	建設課長	佐々木竹彦君
上下水道課長	平茂和君	会計管理者心得 兼会計課長	木村敬君
農業委員会会長	畑岡茂君	農業委員会 事務局長	瀬川晃君
教育委員会教育長	佐々木一彦君	教育総務課長 兼給食センター所長	熱海潤君
生涯学習課長 参事兼課長	達曾部義美君	代表監査委員	遠藤要之助君

事務局職員出席者

事務局長	高橋貢	総務班長	今野千鶴
主事	高橋和生	主事	日野裕哉

◎開会の宣言

(午後1時)

○議長(遠藤稔雄君) 皆様改めましてご挨拶申し上げます。午前中の調査特別委員会、そしてそれからの全員協議会と誠にご苦勞様でございます。引き続きまして午後からの本会議でございます。どうぞ活発なるご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本日、11月15日は休会の日でございますが、議事の都合により、平成30年涌谷町議会定例会を再開し、11月会議を開会いたします。

-----◇-----

◎開議の宣言

○議長(遠藤稔雄君) 直ちに会議を開きます。

-----◇-----

◎議事日程の報告

○議長(遠藤稔雄君) 日程をお知らせいたします。

日程は、お手元に配った日程表のとおりでございます。

-----◇-----

◎会議録署名議員の指名

○議長(遠藤稔雄君) 日程に入ります。ちょっと休憩します。

休憩 午後1時02分

再開 午後1時02分

[出席議員数休憩前に同じ]

○議長(遠藤稔雄君) 再開します。

日程第1、会議録署名議員の指名は、涌谷町議会会議規則第118条の規定により、議長において1番竹中弘光君、2番佐々木敏雄君を指名いたします。

-----◇-----

◎会議日程の決定

○議長（遠藤稔雄君） 日程第2、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

11月会議の日程につきましては、本日1日とし、本会議開催の後休憩し、休憩中に、決算審査特別委員会をお願いして、決算審査特別委員会終了後に本会議を再開し、散会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、11月会議の日程は本日1日と決しました。



◎行政報告

○議長（遠藤稔雄君） 日程第3、行政報告。

町長の行政報告を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） それでは、涌谷町議会定例会11月議会におけます行政報告をいたします。

このたびは公金を紛失するというあってはならないことが生じまして、議会の皆様をはじめ、町民の皆様大変なご心配、ご迷惑をおかけいたしましたこと、町長として強く責任を感じており、深くお詫び申し上げます。改めましてこれまでの経過について報告させていただきます。

議員の皆様ご承知のとおり、本事案は昨年7月と、本年3月の二度にわたり発生したものでございます。1回目は昨年7月3日の月曜日、会計課において日ごとのレジ精算を4時半過ぎに行っておりますが、当日も同様に精算を行ったところ、レジのレシート集計額と納入済通知書の集計額は一致しておりましたが、レジ内の現金が14万円少ないということが発覚いたしました。すぐにレシートと納入済通知書を確認したところ、1人の納税者で不足した金額と納入金額が同額のものがあったため、会計課長がこの金額を取り扱った職員に事情を聞いたところ、「間違いなくいただいた。」ということでありました。その後、レジ回りや、机の上、下を探しましたが、現金の発見には至らず、翌日に銀行に納入しなければならないということから、これまで過誤納金として数年にわたり保管していた金額、10万5,417円を補填し、不足分を会計課長等が3万4,583円を立て替えて処理したというものでございます。

次に、今年の3月6日、火曜日でございましたが、昨年7月と同様に夕方4時半過ぎにレジを精算したところ、レシート集計額と納入済通知書の集計額は一致しておりましたが、レジ内の現金が17万1,000円少ない状況となっていたというものでございます。この日もレシートと納入済通知書を確認したところ、1人の納税者で不足した金額と納入金額が同額のものがあったということで、この金額を対応した職員が分かりましたので、会計課長が職員に確認したところ、「現金は確かに受け取った。」ということでありました。その後、書類への混入等による紛失の可能性を考え、会計課、税務課のカウンター周辺、各職員の机回りや書類の間までも探しましたが見つからないということで翌日報告があったものでございます。この際に、昨年7月に同様の事案があったということの報告がされたものでございます。この報告後、再度探してみるよ

う指示し、くまなく探しましたが、現金の発見には至らなかったということで、故意に抜き取られた可能性も否定できないことから、3月7日の午後に会計課長が遠田警察署に盗難事件として被害届を提出したというものでございます。また、7月3日の事案につきましても、3月の事案と関連の可能性はあるものの、別事案になるとのことから、本年9月27日に改めて遠田警察署に被害届を提出したところでございます。

私といたしましたは早期解決するものと考えておりました。また、公表におきましても、捜査に影響があつてはと考え控えていたわけですが、このことが後になって皆様にご迷惑をおかけすることになり、大変申し訳なく思っております。その後、遠田警察署には捜査の進展状況を確認しに行っておりますが、いまだに犯人は分からない状況であり、早期解決するよう継続捜査をお願いしているところでございます。また、今回の事案を踏まえ、10月30日に全課長職を検討委員とする涌谷町公金紛失に関する再発防止策検討委員会を設置し、事案の検証や問題把握、再発防止策の検討を進めているところでございます。

今後このような事案が再び起きることのないよう再発防止に全力を挙げますとともに、職員一丸となって信頼回復に努めてまいりますことを申し上げて、行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（遠藤稔雄君） 暫時休憩いたします。

休憩中にただいまの行政報告についてご質問等ございましたら、ご発言をお願い申し上げます。

休憩 午後1時08分

再開 午後1時08分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

◇

◎報告第14号の上程、説明

○議長（遠藤稔雄君） 日程第4、報告第14号 平成29年度涌谷町健全化判断比率についてを議題といたします。

報告を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 提案理由、報告第14号について申し上げます。

本件は平成29年度涌谷町一般会計決算の修正に伴い、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告するものでございます。

健全化判断比率の各数値について修正はございませんことを申し上げ、報告いたします。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（佐々木健一君） 議案書1ページをお開き願います。

報告第14号 平成29年度涌谷町健全化判断比率についてご説明申し上げます。

先の9月会議の際と同様に、1の健全化判断比率の実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、そ

れぞれ赤字額がありませんので、数値はなしとなっております。

実質公債費比率ですが、先の9月会議の際と同様に12.6パーセントとなり、平成28年度は11.4パーセントでしたので、1.2ポイントの増加となっております。

将来負担比率につきましては、これも先の9月会議の際と同様に66.3パーセントとなり、平成28年度は75.5パーセントでしたので、9.2ポイントの減少となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稯雄君） 次に、監査委員の審査意見の報告を求めます。遠藤代表監査委員。

○代表監査委員（遠藤要之助君） それでは、ご報告申し上げます。

涌監第49号、平成30年11月14日、涌谷町長大橋信夫殿、涌谷町監査委員遠藤要之助、同じく後藤洋一。

平成29年度財政健全化審査意見書の提出について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定を準用し、再審査に付された平成29年度の健全化判断比率について審査したので、その結果について別紙のとおり意見書を提出します。

記。

1 平成29年度財政健全化審査意見書。

平成29年度財政健全化審査意見書。

1 審査の対象。

再審査に付された、平成29年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担費比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間。

平成30年11月7日から13日まで。

3 審査の概要。

再審査に付された財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果。

（1）総合意見。

再審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められ、再審査において各比率早期健全化基準に変更はなかった。

以下は前回同様でございますので、省略します。

以上でございます。

○議長（遠藤稯雄君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後1時22分

再開 午後1時22分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稯雄君） 休憩を解きまして、再開いたします。

これで報告は終了いたしました。

◇

◎認定第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稯雄君） 日程第5、認定第2号 平成29年度涌谷町一般会計歳入歳出決算の再認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 認定第2号の提案の理由を申し上げます。

本案は先の定例会9月会議において認定いただきました、平成29年度涌谷町一般会計各会計歳入歳出決算につきまして、決算の会計処理が不適切であるのご提言をいただきましたことを真摯に受け止め、修正した一般会計歳入歳出決算につきまして、改めて認定をお願いするものでございます。

概要でございますが、町税等において増額いたし、また、諸収入においては会計課留保金及び職員自主補填金を増額いたし、歳入総額を79億4,097万1,000円に。実質収支額を1億3,116万円に修正いたそうとするものでございます。

また、決算額と現金額に差が生じていることから、亡失による現金不足額として31万1,000円を記載するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稯雄君） 続いて、監査委員の監査報告を求めます。遠藤代表監査委員、ご登壇願います。

〔代表監査委員 遠藤要之助君登壇〕

○代表監査委員（遠藤要之助君） それでは、ご報告申し上げます。

涌監第50号、平成30年11月14日、涌谷町長大橋信夫殿、涌谷町監査委員遠藤要之助、同後藤洋一。

平成29年度涌谷町一般会計及び各種特別会計に係る決算審査報告書。

地方自治法第233条第2項の規定に準じ、再審査に付された平成29年度涌谷町一般会計の決算並びに歳入歳出決算事項明細書、実質収支に関する調書を審査したので、涌谷町監査委員条例第2条第3項の規定により、次のとおり意見を付して提出いたします。

1 審査の対象。

(1) 平成29年度一般会計決算書並びに証拠書類。

(2) 平成29年度歳入事項別明細書、実質収支に関する調書。

2 審査の期間。

平成30年11月7日から11月13日までの実質審査期間3日間。

3 審査の手続。

平成30年11月7日に再審査に付された平成29年度涌谷町一般会計の審査にあたっては、歳入決算について、町の監査基準に基づき、下記の点を重点に審査を行った。

(1) 歳入決算の計数が正確であるか。

(2) 提出された帳票、証拠書類を精査し、責任者及び関係職員から資料の提出と説明を求めて審査を実施した。

4 審査の結果。

(1) 再審査に付された平成29年度の涌谷町一般会計歳入歳出決算書、同歳入事項別明細書、同実質収支に関する調書は、いずれも以下のとおり修正があり、正確であると認める。しかし、公金の亡失により、歳入総額のうち31万1,000円の現金不足が生じている。

ア 歳入決算書の表中及び歳入事項別明細書の表中、調定額14万6,500円増の80億4,951万1,354円となり、収入済額31万1,000円増の79億4,097万1,384円、収入未済額16万4,500円減の1億526万4,556円となり、予算現額と収入済額との比較は31万1,000円増のマイナス3,379万6,616円となる。

イ 実質収支に関する調書(一般会計)の表中、歳入総額79億4,097万1,000円、歳入歳出差引額1億3,798万3,000円、実質収支額1億3,116万円と、それぞれ31万1,000円増となった。

5 決算の概要。

各会計の決算数値は、次ページ(表1)のとおり、一般会計を修正し、合計額も修正した。(数値については、各会計実質収支に関する調書からの転記である。)その他の本文中の数字は、単位未満四捨五入を基本としているが、各会計の差引額等に合わせるために調整している部分がある。

また、報告書内の決算数値を修正したときは、前回数値を見え消しとし、その後に修正後の数値を記載した。表中の数値を修正した箇所には下線した。

3ページについては見え消しでございますので後でご参照いただきたいと思います。

以下は前回といいますか、一緒でございます。なお、修正された表については表1、表5でございます。そして付表についてはですね、付表1、付表2、付表4等でございます。ただし、付表4については下線ではなく、ちょっと文字が小さいのでこれで下線を引きますと読み辛くなるということで網掛けがしてございます。

以上で表等の修正についてはご報告を終わりますが、17ページをお開きいただきたいと思います。

17ページの下段の方でございます。決算再審査のまとめでございます。

平成29年度一般会計の再審査を終えての意見を述べる。

修正された数値は適正であると認める。しかし、再審査を必要とするような会計処理が発生するという不適切な処理が、再び起こらないよう強く望むものであります。

以上で報告を終わります。ありがとうございます。

○議長(遠藤稔雄君) ご苦労さまでございました。

以上をもって、町長の提案理由の説明及び監査委員の監査報告は終了いたしました。

これより監査委員の監査報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。10番。

○10番(門田善則君) 監査委員さんには毎日のように役場に出勤されて、監査をされているということをお目で見ております。大変ご苦労さまでございます。

今回も再認定に当たって、恐らく大変難儀したのかなというふうには思っておりますが、そこで1点だけ

ですがお聞きしたいんですが、我々議会も特別委員会をつくってこの件に関してですね、調査することになっておりますが、監査委員さんが毎回役場に来てですね、月例監査とかをしてるわけですが、この紛失のことでその報告がなされなくて、それで決算監査をしてしまったということ、その報告がなかったことについて、我々議会も報告がなかったわけですが、そのことを今考えるときにどのような所見を持っているかお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（遠藤稔雄君） 代表監査委員。

○代表監査委員（遠藤要之助君） 10番、門田議員のご質問にお答え申し上げます。

月例報告というのはあくまでも月間の現金の移動の報告でございますので、今回問題になっております紛失についての報告は議題にはなりません。

ただし、そのことが、報告がなかったのがいがかかというふうに私は聞き取ったんでございますけれども、報告義務はございません。ただし、決算に関わりますので決算書をですか。決算をする際にそのようなことがあるということ、出納閉鎖期前にいわゆる報告ではなくても結構です。相談でも結構です。話題としてでも結構です。そういったようなことがあってしかるべきであろうなというような思いでおります。そして自分でもさっき申し上げましたように紛失したお金があるというようなことが私には知るべきすべはございませんですけれども、監査委員としてそれを発見するのがあなたの仕事ではないかというふうを受け止めました。あなたの質問をね。大変その点については私の努力の不足がございまして、そのことについて知るすべはないと言いながらも、そこに思いが至らなかったということについては反省をしております。

以上でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 10番。

○10番（門田善則君） 監査委員さんも我々議会も同じ思いかないというふうに思いますし、私が言っているのは月例で来ているというのは役場に来てからいつでも、今監査委員さんが言うように相談する機会、会える機会がいっぱいあったらということをお話申し上げたわけでございます。

その中でこのように遅くなってしまった、また出納閉鎖終わってから、監査も終わっても報告がなかったことは、やっぱり議会もそうですけど、何か裏切られたような気持ちになるわけです。

その中で発見するのが監査委員だったろうという思いで、10番議員は聞いていますかっていうような今お話でしたが、そこまでは私も恐らく何ぼ監査委員になられても気づかないんじゃないかなというふうに考えます。

しかしながら、私としてお願いしたかったのは町長、もとは副町長がもっと早めに監査委員さんにお知らせすべきではなかったかなというふうに思うわけですから、その辺について再度聞かされなかったことを今後の監査委員としてやっていく場合に、今後も同じようなことが生じた場合にはですね、どのような思いがあるか再度お聞きしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 代表監査委員。

○代表監査委員（遠藤要之助君） ちょっと難しく答えられないような質問でございますけれども、私はね、人を見るとき、いわゆる性善説と性悪説ということがありますけれども、性善説をとっております。ですか

ら、毎月お会いする会計課長は信頼できる人だと。私に隠し事などするはずのない人だというふうに信頼を申し上げて、月々お会いしてお話を伺っております。資料の説明を受けております。

ただ、後段、町長、副町長からの知らせがあってもいがあったんじゃないかということは町長みずから、あるいは副町長みずから私にそのようなお話しいただかなくとも、お二方にはそれぞれ手足となる職員がいらっしゃるわけですから、その方々がその任にあたるべきではなかったのかなという思いはいたしております。

よろしいでしょうか。（「了解」の声あり）

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは質疑を終結いたします。

なお、本件については、本会議を休憩し、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、休憩中の審査に付することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、本件については、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、休憩中の審査に付することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後1時28分

再開 午後2時31分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは会議を再開いたします。

決算審査特別委員会につきましては、大変熱心なご審議をいただきました。ご苦労さまでございました。

門田善則委員長、そして後藤洋一副委員長には感謝申し上げます。

直ちに会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま、決算審査特別委員会において審査いただきました、平成29年度涌谷町一般会計歳入歳出決算の再認定について、日程を追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会に付託されました、平成29年度涌谷町一般会計歳入歳出決算の再認定については、日程に追加し議題とすることに決しました。

追加日程第1、認定第2号 平成29年度涌谷町一般会計歳入歳出決算の再認定についてを議題といたします。

決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。委員長。

○委員長（門田善則君） それでは、決算審査特別委員会の審査の結果を報告いたします。

決算審査特別委員会に付託されました平成29年度涌谷町一般会計歳入歳出決算の再認定についてを慎重に審査した結果、いずれも原案のとおり認定すべきものと決しましたので、議事録を添えて報告いたします。

以上でございます。

○議長（遠藤稔雄君） ご苦労さまでした。

ただいまの決算審査特別委員会委員長の報告に対する質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。2番。賛成ですか、反対ですか。（「反対です」の声あり）ほかにございませんか。4番。（「反対です」の声あり）そのほかございませんか。それでは2番よりお願いします。

○2番（佐々木敏雄君） 平成29年度一般会計決算の再認定についての反対の討論をいたします。

今回提出されました決算書は9月決算書の是正がされ正しいものと思いましたが、弁償金の処理などについては職員の自主性だよりであり、上部の責任や指示などがまったくないと感じました。

平成30年3月13日にも5,000円の処理を留保金で処理したという説明もあり、これまで議会でこのような会計処理などについて問題にしてきたわけでございますけれども、まったくその自覚が足りないと感じます。

本来ならばこの不明金の5,000円についても、年度内の金額でありますので当然29年度で処理すべき金額であったと思います。

舌の根も乾かないうちの不祥事続きの、まったく危機感が感じられない決算書の認定については反対いたします。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（稲葉定君） 特別委員会でも申し上げましたけれども、今回の修正について県に問い合わせたというお話ではございましたけれども、その問い合わせ内容が私たちには把握できません。それで正しいかどうかも疑念が多く残り、この数字が正しいかどうか私にはよく分かりません。

よって、反対といたします。

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより、認定第2号 平成29年度涌谷町一般会計歳入歳出決算の再認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立多数であります。

よって、認定第2号 平成29年度涌谷町一般会計歳入歳出決算の再認定については原案のとおり可決されました。



◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、説明

○議長（遠藤稔雄君） 日程第6、議案第67号 平成30年度涌谷町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第67号の提案の理由を申し上げます。

本案は規定の予算額から歳入歳出それぞれ31万1,000円を減額し、総額を73億3,692万5,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、決算の修正に伴いまして平成30年度予算に修正が生じたことから、それぞれ措置いたそうとするものでございます。

歳入においては、決算額の修正に伴う繰越金の増額及び財政調整基金繰り入れ金の減額をいたし、歳出においては公金補填金について減額いたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（佐々木健一君） それでは議案第67号 平成30年度涌谷町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

議案書6ページ、7ページをお開き願います。

歳入でございます。18款繰入金の財政調整基金繰入金で62万2,000円の減額につきましては、今回の補正の財源調整でございます。

なお、本補正予算成立後の基金残高は5億5,523万5,000円となるものでございます。

19款繰越金で31万1,000円の増額につきましては、前年度繰越金の確定によるものでございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳出でございます。2款総務費2項2目1の賦課事務経費で31万1,000円の減額でございますが、先の9月会議で公金補填金の増額を認めていただきましたが、今回減額をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑を行います。質疑は一括質疑といたします。質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第67号 平成30年度涌谷町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号 平成30年度涌谷町一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩 午後2時40分

再開 午後2時44分

[出席議員数休憩前に同じ]

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

ここで、地方自治法第112条及び会議規則第13条第2項の規定により議員発議がございましたので、これを日程に追加いたします。

議発第2号 佐々木忠弘副町長に対する解任決議を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることにいたします。

ここで、佐々木忠弘君の除席を求めます。



◎議発第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 追加日程第2、議発第2号 佐々木忠弘副町長に対する解任決議についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。4番。

○4番（稲葉 定君） 書面朗読をもって説明といたします。

議発第2号、平成30年11月15日、涌谷町議会議長遠藤稔雄殿、提出者涌谷町議會議員稲葉定、賛成者同只野順。

佐々木忠弘副町長の解任を求める決議案の提出について。

標記の議案について、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条第2項の規定により提出します。

提出の理由。

町政に対する不信感を早期に払拭させ、正常な町政運営に一日も早く復帰させたいため、事務執行のトップである、佐々木忠弘副町長の辞任が不可欠であると判断するため。

別紙でございます。

佐々木忠弘副町長の解任を求める決議（案）。

平成30年定例会9月会議に提出された一般会計決算書に誤りのあることが判明し、その誤りの素因である公金紛失が役場庁舎内において組織的に隠蔽工作がなされたことも明らかになった。

また、公金紛失の発生から一年以上も経過し、さらにそれが明らかになった9月会議以降においてもなん

ら納得できる説明も報告も謝罪もない。検討するという再発防止策も現状の体制では期待も持てず信頼できない。

よって、町の事務執行を統括する立場の副町長の責任は逃れることはできず重大である。

また、このことは議会を、さらには町民を愚弄するものであり、法令遵守の精神に大きく反することになると断じざるを得ない。

このような人物を引き続き副町長として信任することはできず、今のポジションに留め置くことは、町の将来に大きな禍根を残しかねないので看過できない。

よって涌谷町議会は、副町長を速やかに解任するよう、強く求めるものである。

以上、決議する。

平成30年11月15日。涌谷町議会として提出いたします。

○議長（遠藤稔雄君） ただ今の趣旨説明に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。2番。賛成ですか、反対ですか。

〔「反対です」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

〔「賛成です」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

11番。賛成ですか、反対ですか。

〔「反対です」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは2番より討論をお願いします。

○2番（佐々木敏雄君） それでは佐々木忠弘副町長の解任を求める決議案について、反対の討論をいたします。

私も提案者とまったく同感でありますけれども、副町長も特別職であり道義的、政治的責任は十分感じているものと思います。

また、ここに任命権者もいますことから、議会としてからではなく、議会から決議するのではなく、自主性を待つことも一つだろうと思いますので、この決議案には反対いたします。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（只野 順君） 賛成討論を行います。

今回の公金紛失の会計処理において、未収処理を行った恣意のご意思、行為に対しての指導も明確にせず、瑕疵のある決算書を提案しました。

また、議会運営委員会での聞き取りにおいても間違った報告を行い、議会運営委員長の聞き取りに対してもまったく危機感を持って対応したとは言い難く、このことによって多くの町民が疑惑、疑念をもち、町政に不信を募らせております。

これまでの議会や議員に対して説明を怠り、長期に渡って町政を混乱させている責任は大きい。再発防止

策や職員の綱紀肅正を早めに行うことが必要だが、いまだに調査中、あるいは解決するとは言っていますがその気概が今日の議会においても感じられておりません。

よって、責任を明確にする上で副町長の解任勧告を行い、新たな体制で職員の指導、職場の環境の改善に努めるよう私はこの解任案件に賛成するものでございます。

以上。

○議長（遠藤稔雄君） 11番。

○11番（大泉 治君） 本議案については公金紛失及び不適切な事務処理に関する調査特別委員会を議長を除く全議員で構成して設置しております。それで調査は始まったばかりでございます。調査の中から全容解明と課題を洗い出し、適正な事務処理と再発防止策などを提言することとしております。

さらには、不明確になっております責任の所在についても触れたいというふうに考えておるところでございますし、拙速すぎる同議案には反対いたします。

また、内容については、さも副町長が先導したかのような内容の同議案については断固反対したいというふうに思っております。

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより、議発第2号 佐々木忠弘副町長に対する解任決議を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立少数でございます。よって、議発第2号 佐々木忠弘副町長に対する解任決議は否決されました。

休憩します。

休憩 午後4時54分

再開 午後4時54分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

◇

◎休会について

○議長（遠藤稔雄君） 以上をもって、今期涌谷町議会定例会11月会議に付された事件はすべて議了いたしました。

○議長（遠藤稔雄君） お諮りいたします。

本会議は、この後、明日11月16日から12月28日までの43日間を休会といたしたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、明日11月16日から12月28日までの43日間を休会とすることに決しました。



◎散会の宣言

○議長（遠藤稔雄君） 散会前に一言申し上げます。

執行部におかれましては反対者の気持ち、そしてぎりぎりいっばいで賛成した賛成者の気持ち、その辺は全てが町民の思いでございますので今後の行政運営にその旨をしっかりと入れていただきまして行政執行にあたっていただきたいと思ひます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後2時55分